



令和8年 4月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和8年 4月27日(月) 午後2時30分 開会
場 所 飯山市役所 第3・第4委員会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 8番 望月 晃一 委員
議席番号 10番 清水 敏明 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(賃借)への意見について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)への意見について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住 所	備 考
出席	1	飛 澤 正 志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大 口 昂 帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高 澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松 澤 孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武 田 一 清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡 田 忠 治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西 條 亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望 月 晃 一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤 本 英 喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清 水 敏 明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小 嶋 清 子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清 水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春 日 孝 利	飯山市大字緑 1358 番地	
欠席	14	嶋 津 正 道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼 田 浩 子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石 田 慶 子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福 澤 千 鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足 立 久 子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金 崎 恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣 川 順 一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市 村 孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	お疲れ様でございます。ただいまより 4 月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしくをお願いします。
会 長	足元が悪い中集まっていただきましてありがとうございます。先ほど事務局からもありましたが、前会長が急逝をされました。平成 21 年から 15 年間農業委員として務めていただきました。会長として 12 年間、飯山市の農業委員を引っ張っていただいた方でございます。 前会長は大変ご尽力された方で、今の飯山市農業委員会があるのも前会長のおかげだと思っております。 女性の参画にも大変協力していただき、飯山市農業委員会の農業委員として 30%以上の女性委員、そして推進員としても 30%以上の女性委員というのは達成できているのは、日本でも飯山市のみだと思っております。そういうデータでございますので、そういった業績を協力して果たせることができたのも、本当に前会長の力量の賜物でございます。飯山市の農業を支えていただき大変ありがたく思っております。ただただ残念でなりません。
議 長	事務局より経過報告をお願いします。
	【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	2 番大口委員、1 4 番嶋津委員です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第 8 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 議席番号 8 番望月晃一委員、1 0 番清水敏明委員をお願いいたします。
議 長	それでは、農地議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 2 件です。 議案第 1 号について、受付番号 1 番～1 1 番は所有権移転、受付番号 1 番は貸借権設定に関する件になります。
	【 所有権移転 受付番号 1 番～1 1 番 貸借権設定 受付番号 1 番 議案書をもとに朗読と説明 】



	ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。1番の補足説明をお願いします。
1 番	譲受人〇〇さんが、譲渡人△△さんの飯山仲町というところの場所に住居とその裏に154㎡の農地があり、そこも譲り受けて耕作をされると、譲受人〇〇さんとお話をしました。栄村にも家があって、飯山の譲渡人△△さんの住居を譲り受けましたので、両方行ったり来たりして耕作も両方されるとのことです。譲渡人△△さんがおやりになってから、ネギが植わっていたり畑も平らになっております。よろしいかと思います。以上です。
議 長	2番の補足説明をお願いします。
4 番	譲受人〇〇さんですけれども既に現場へ一緒に調査に行きましたが、既に起してあって作るばかりになっておりました。ということで譲受人〇〇さんに話を聞いたところ、家庭用の野菜を作る畑がないということで、田んぼ1枚持っていますが、取得をしたいということで、問題ないかと思われま
議 長	3番の補足説明をお願いします。
4 番	譲受人〇〇さんの自宅のすぐ裏にある畑2枚あり、現状は畑で、古くはその譲受人〇〇さんのものだったらしいのですが、譲渡人△△さんのところへ行って買い戻したというような経過があるそうです。ということで、この畑に行くのにお宅を通らざるを得ない今状況になっていますので、これもこの方以外に取得することができないというような状況ですので、問題ないかというふうに思います。
議 長	4番の補足説明をお願いします。
6 番	名前の通りアメリカ人と日本人のハーフの方でした。今、斑尾のオーストラリア人のホテルに冬場働いていて、冬場だけなので、今度近くに家が欲しいということで、この地域になるのですが、その家を買ったところ



	いました。自分としては、冬場そういう仕事があるのだから、夏場の仕事として、農業やった方がいいんじゃないのと話をして、今引っ越したばかりなので、今すぐそういう返事はできないだろうけど再度また、家に来てそういう農業関係の話だとか、進めていきたと思います。やはりよその人には地域交流が一番であると思います。安田地区の人たち結構交流の進め方が上手で、最近では桜が散っちゃったけど、村でいえば花見の交流にも参加してもらい地域交流に持ち込むような感じです。オーストラリア人は、オーストラリアで農園関係の仕事をしていたとお聞きしました。いろいろ可能性はあると感じています。問題はないと思います。以上です。
議 長	5 番の補足説明をお願いします。
8 番	小菅の現場見ましたが、譲渡人△△さんが相続した家の表札が譲受人〇〇さんの表札になり、これに関連して農地法 5 条の 2 に出てくる□□さんの所に行きましたが、この家の住所の所に行ったら鍵が掛かっている留守でした。道の前にあったカフェの日本人の女性に聞いたら、運良く□□さんがいて、電話かけてもらったら、ちょうど譲受人〇〇さんが来て、譲受人〇〇さんは□□さんの右腕的感じなのですかね。ゲストハウスの代表者みたいな感じですね話を聞いたら。結局やるのはオーナーの、□□さんなんですけども譲受人〇〇さんの方だからこれ、要するに買ったのは□□さんだけど右腕なので、とにかく家買ったら農地がついてきたっていうそういう感じで、書いてあるみたいに、全部で 25 a ぐらいなのなんですけども。なんか 11 月からじゃないとなんか動き出せないみたいで、とりあえず今年は小菅の人たちに貸して、そばを作るのは聞いたのですけども、どちらかというと、あんまりよろしくないのですね。一応パンやられているので、ディンケル小麦、古代小麦どうですかって言って、モチベーションが上がるようにアドバイスをしてきました。そんなあんまりやる気なくて野沢菜もね。どうせ商売でパンやっているのでパンやっているのだったら、ディンケル小麦か何か作ればいいんじゃないかって一応アドバイスしました。この譲受人〇〇さん毎年、スイスの避暑地に、日本人のツアーやっていて毎年 8 月、スイスに行っているらしいですよ。僕は個人的にディンケル小麦の栽培をアドバイスしてきたんですけども、農地法第 5 条の No. 2 □□さんの説明は後でいいですか。 事務局からもらった地図で、6200 番っていうのが載っていなかったんだけど、これ譲受人〇〇さんに言われて初めて気づいて、すいません事後報告になっちゃうんですけども、一応ここ来る前に小菅のこの連番になっている 6198 番の近くだと思って見てきたら、近くの所が一応整地されている所がありますけどそこかな。ここに 6200 番出てないんです。おそらくこの 6198 番の近くだったと思うので今日見てきたら、一応その近い所が整地してあったから多分そこだと思います。今年はちょっと作付けできないから地元の人たちがそばを栽培します。野沢菜と書いてありますが、頑



	張って欲しいですね。
議 長	6番の補足説明をお願いします。
13番	譲受人〇〇さんは、譲渡人△△さんのお姉さんにあたる方で、以前から豊野から通って、きちんと田んぼの水管理や畑の手入れもやられており、今まで通りの作業なので、特に問題ないと言っていました。
議 長	7番の補足説明をお願いします。
13番	譲受人〇〇さんは譲渡人△△さんとの共同田でありましたので、共同田なので買って欲しいと言われて、面倒な人に買われても管理が大変なので買うことにしたということです。
議 長	8番の補足説明をお願いします。
18番	譲受人〇〇さんが今までも作っていて、ブルーベリーの観光農園をやっているらしい、書類上ではっきりと、そういう受け渡しをするということです。既に譲受人〇〇さんは結構頑張っている若い方なので問題ないかと思います。
議 長	9番の補足説明をお願いします。
19番	実はこれ、スキー場の中にある農地がありまして、譲受人〇〇さんは、スキー場の役員で、他の人に買われるよりも維持したいという事で、とりあえず農地として活用していくということです。問題はないだろうと思います。
議 長	10番の補足説明をお願いします。
21番	譲受人〇〇さんに電話でお話を伺いました。先ほどお話がありましたように、5月にはこちらに来るということなのですが、こちらにずっと住むかといったら千葉にまだ家があるので、行ったり来たりになるけども、やると言っていました。畑を見てきたのですが家のすぐ横でありまして、結構面積広いんですが、営農報告書を見たら、住居も機械もないということなのですが、近所にやられている人がいるから起こすのはその人にやってもらったらどうですかという話をして、本人もお野菜を作りたいということです。なので、問題ないかと思います。
議 長	11番の補足説明をお願いします。



21番	譲受人〇〇さんですが、私とたまたま同級でありまして、私の前に最適化推進委員をやっていました。現在1人でやっているのですが、奥さんと息子さんもおりますので、この農地も家のすぐ前で、ずっと地続きみたいところで、結構まとまってありまして、本人もやると言っていましたので問題ないかと思います。
議長	貸借権設定の1番の補足説明をお願いします。
15番	譲受人〇〇さん、親子間の貸し借りというような形で問題はないと思っております。
議長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
6番	5番の話聞いて、これどう判定したらいいのかっていうのがすごく迷うんですけど。
8番	前にもありましたけど非常に難しい問題です。たまたま買ったら農地がついてきたって感じで、自分が食べたいからディンケル小麦作ればと言ったけど、でも小麦は多目的コンバインの方が合理的だし、猫の額ほどの土地ばかりですよ。足して25aある程だから、作ってみて誰も作ったことない物だからテストするにはいいかもしれないけど、ディンケル小麦って古代小麦ですけど、そういうのをどうするかって、問題はただ自分で食べたってそこで言ったんですけどね。□□さんは譲受人〇〇さんに適当にやってくれるとかそういう感じで言っていたんだよね。僕もちょっと内心不安ですよ、だから不安だけ一応ね、モチベーション上げるために、どうせパン屋やっているのだったら、ディンケル小麦やってね。500gで1200円もしますからね、さすがにちょっと野沢料金でびっくりして、ディンケル小麦を使ったパンがなかったので一応アドバイスしておいたんですけど、実際そこで作るかどうかってすごくね僕もちょっと自信ないですね。正直なところ、頑張っしてほしいと思います。整地してあるので荒れてはないので、本当にやるのだったらやっぱりモチベーション上げた方がいいから、ディンケル小麦とかね、自分でパンやっているのだったら、ディンケル小麦じゃなくても例えばライ麦とかね。国産の小麦作るとか、それもちよっと猫に額の様な所だから、それまた効率悪いんですけど頑張っほしいですね。
6番	世話焼いてやっていこうかなと思って、良いんじゃないかと思います。あまり聞いた本人が迷うと、私たちでは全く状況はわからないんだから。
8番	譲渡人△△さんという人も長野市にいますので、ほとんどタッチしなくて、



	基本的に木島平にいる叔父さんという人がなんかいろいろ資料もらったやつには、レクチャーを受けてやるようなこと書いてあってそんなこと言っていましたね。難しいですよ。これからの野沢案件で結構小菅とかさ、もれなく農地ついてくるので、なかなか難しいですよ。だからモチベーション上げるということは。
議 長	農地と住宅、別々に売って欲しいよね。作る人が違うんだよね。でも、こういう案件がどんどん増えてくると思います。それこそ個人で村にいて、それこそ自分で実家を仕舞うとかってなった場合、周りの親戚の方とか、村の人とかに相談しないで、すぐに不動産家に売ってしまうっていうパターンが多くて、そうすると、もう一戸建てに畑がついてくるっていうような事例が多くなってきて、不動産屋さんと一緒に固めて農業をやるって言えば買えるからっていう話で、簡単に話を回してきちゃうのでその尻ぬぐいは皆さん、農業委員さんがしなければいけないような状態が多々見受けられると感じています。
8 番	若くてバイタリティある人だから。今年は小菅の人たちがそばを作るっていうので、多分無償で貸すと思うんだよね。だから小菅の人がやってくれば全然問題ない。僕は小菅の人たち全然知らないから、知っていればちょっと話が聞けるんだけど。
議 長	それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定といたします。
議 長	次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【受付番号 2 番 議案書をもとに朗読と説明】 受付番号 1 番は審査見送りとなります。
議 長	2 番補足説明をお願いします。
6 番	申請人〇〇さんの庭事態は、20 年とかそんなレベルなはずで実際申請人〇〇さんにも話聞いてないですけど、 おそらく申請人〇〇さんは、登記を変えてきっちりしたいんじゃないかなと思います。それで行政書士に頼んだ。ただそれだけの話だと思います。 以上です。



議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)
議 長	それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県の方へ報告をします。
議 長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
議 長	1番補足説明をお願いします。
4 番	昔あのタイヤのメーカーだった入口の部分と、それと裏側の土地で、現地見た所も既に入口は舗装道路になっていました。裏はコンテナが置いてあったりして譲受人〇〇さんは、トマト作ったりとかいろいろハウスあったりしてやっているのですが、一連として使用するというようなものだそうです。取得したら、農地だったということで、綺麗にしたいという目的だそうですので、問題ないかと思います。
議 長	2番補足説明をお願いします。
8 番	駐車場にするところの地目は田んぼになっていますが、そこはもう田じゃなくて、整地されて草も刈りこんであって、駐車場にするにはもってこいだと思います。〇〇さんが、家に住んで要するに世話人ですよね。だから従業員の人と一緒にシェアハウスみたいな感じで、要するに小菅区の人たちとうまくやっていくための、管理人みたいなものとして認識できました。そこの所を田んぼの地目を変えて駐車場にするってことですね。
議 長	3番補足説明をお願いします。
4 番	信号機のある交差点の位置になります。圃場整備の区域内ではありますが、昨年既に農振の解除も済んでおります。中山間地域の中にも含まれていたのですが、これも手続きをして、新しい計画の中で外してあるので、計画的に仕事をされている内容ですので、問題ないかと思います。



議 長	4 番～9 番補足説明をお願いします。
1 9 番	事務局の説明の通りでございまして、スキー場のゲレンデ内でもう 50 年たつかな。そこで今回、社長が変わりまして改造計画というような形の中で、農地のままでいられないということで、通常どうやっても雑種地なのですけれども、そこを転用して、そこにゲストハウスの的なものを作り運用したい。問題はないだろうと思います。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議 長	戸狩スキー場では、わらびとか作っていなかったですか。
1 9 番	ここは昔田んぼだから用水が通っていたけど、草地化してある。右側の方が食堂でその食堂も今壊している。
議 長	それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	次に議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（貸借）への意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 貸借 （中間管理） 受付番号 170 番～204 番 議案書をもとに朗読と説明】
事務局	農用地利用集積等促進計画における農業者の情報共有について、新規等の農業者の報告を地区の委員さんよりお願いします。
1 9 番	A さんは、ソルガムの普及推進者で、飯山市で一番作っています。農業委員会でも推進お願いしますと言われてきました。この人は、東京にも家があり、お兄さんが 4 年前に不慮の事故で亡くなって、それで地元に戻り、単身で冬場は宿泊やられています。歳が歳だから大丈夫かと聞いたら、あと 10 年は頑張ると言っていました。以上です。
2 2 番	B さんの親は羽広山の住民で、結婚した関係で中野市に住んでいますが、



	常時夏場は実家の方に来て、野菜を作っております。それでちょっと聞いてみたら、△△さんは高齢になり、この△△さんの親が、持っていた土地でもう30年ぐらい前にアスパラを植えました。もう親ができないとなればもうしょうがないから、俺がやるしかないかなということで、相談しても、なかなか見つからないので、本人がやるかと言う事です。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)
議 長	それでは採決にはいります。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について」 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	議案第5号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 所有権移転 (中間管理) 受付番号 1番～2番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	1番～2番補足説明をお願いします。
議 長	農地法第3条の許可申請No,6で説明がありましたので、説明はよろしいかと思います。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)
議 長	それでは採決にはいります。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)



議 長	全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」 報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて」 は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 それでは、農地議案審議を終了といたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 沼田 浩子

8 番 望月 晃一

10 番 清水 敏明